

新 旧 対 照 表

新

旧

公害防止条例施行規則

公害防止条例施行規則

別表第2(第2条関係)

別表第2(第2条関係)

騒音の規制基準

騒音の規制基準

(表は省略)

(表は省略)

備考

備考

1 略

1 略

2 略

2 略

3 騒音の測定は、日本産業規格C1502 に定める指示騒音計、C1503 に定める簡易騒音計又は国際電気標準会議の Pub179 に定める精密騒音計を用いて行うものとする。

3 騒音の測定は、日本工業規格C1502 に定める指示騒音計、C1503 に定める簡易騒音計又は国際電気標準会議の Pub179 に定める精密騒音計を用いて行うものとする。

この場合において、聴感補正回路は、A 特性を用いることとする。

この場合において、聴感補正回路は、A 特性を用いることとする。

4 騒音の測定方法は、当分の間日本産業規格Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、測定点は原則として工場、事業場の敷地境界線とする。

4 騒音の測定方法は、当分の間日本工業規格Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、測定点は原則として工場、事業場の敷地境界線とする。

騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1)～(4)略

(1)～(4)略

全部改正〔昭和47年規則53号〕、一部改正〔平成5年規則70号の2・12年44号〕

全部改正〔昭和47年規則53号〕、一部改正〔平成5年規則70号の2・12年44号〕

公害紛争処理条例施行規則

別記

第1号様式 (第3条関係)

手数料 免除申請書
納付の猶予

年 月 日

高知県知事 様

申請人 氏名 住所 ㊞

高知県公害紛争処理条例第6条第2項の規定に基づき、下記理由により手数料の
免除申請します。
納付の猶予

記

備考

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番の用紙を使用すること。
- 2 次に掲げる事項を証明する書面を必ず添付すること。
 - ① 申請人の属する世帯の納税義務者の所得税額
 - ② 申請人の属する世帯が生活保護法による保護を受けているときは、その旨

公害紛争処理条例施行規則

別記

第1号様式 [第3条]

手数料 免除申請書
納付の猶予

年 月 日

高知県知事 様

申請人 氏名 住所 ㊞

高知県公害紛争処理条例第6条第2項の規定に基づき、下記理由により手数料の
免除申請します。
納付の猶予

記

備考

- 1 用紙は、日本工業規格B列5番の用紙を使用すること。
- 2 次に掲げる事項を証明する書面を必ず添付すること。
 - ① 申請人の属する世帯の納税義務者の所得税額
 - ② 申請人の属する世帯が生活保護法による保護を受けているときは、その旨

第2号様式 (第3条関係)

様
年 月 日
高知県知事 印
免 除
手数料軽減申請書
納付の申請

貴殿から申請のあった標記申請について、別紙決定書のとおり決定したので通知します。

手数料免除等決定書

高知県公害紛争処理条例第6条第2項の規定に基づく（申請人）の申請については、下記のとおり決定する。

年 月 日
高知県知事 印

記

- 1 申請を却下する。
- 2 高知県公害紛争処理条例第5条第1項の手数料の全額を免除する。
- 3 高知県公害紛争処理条例第5条第1項の手数料の2分の1の額を免除する。
- 4 高知県公害紛争処理条例第5条第1項の手数料の納付を猶予することとし、その納付の期日及び金額は、次のとおりとする。

なお、この場合、納付の期限までに納入されないときは、高知県税外収入金の延滞金徴収条例に基づいて、延滞金を徴収します。

第2号様式 [第3条]

様
年 月 日
高知県知事 印
免 除
手数料軽減申請書
納付の申請

貴殿から申請のあった標記申請について、別紙決定書のとおり決定したので通知します。

手数料免除等決定書

高知県公害紛争処理条例第6条第2項の規定に基づく（申請人）の申請については、下記のとおり決定する。

年 月 日
高知県知事 印

記

- 1 申請を却下する。
- 2 高知県公害紛争処理条例第5条第1項の手数料の全額を免除する。
- 3 高知県公害紛争処理条例第5条第1項の手数料の2分の1の額を免除する。
- 4 高知県公害紛争処理条例第5条第1項の手数料の納付を猶予することとし、その納付の期日及び金額は、次のとおりとする。

なお、この場合、納付の期限までに納入されないときは、高知県税外収入金の延滞金徴収条例に基づいて、延滞金を徴収します。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

納付者
住所
氏名 ①

収入証紙納付書

年 月 日付けで高知県公害紛争処理条例第5条第1項の手数料の納付の猶予の承認を受けた 年 月 日納付期限の手数料を納付します。

納付する金額 円

高知県収入証紙貼り付け欄

備考 用紙は、日本産業規格A列4番の用紙を使用すること。

第3号様式〔第4条〕

収入証紙納付書

収入証紙
添付欄

年 月 日

高知県知事 様

納付者住所
氏名

年 月 日付けで高知県公害紛争処理条例第5条第1項の手数料の納付の猶予の承認をうけた 年 月 日納付期限の手数料を納付します。

備考 用紙は、日本工業規格B列5番の用紙を使用すること。

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

別表第1(第4条、第17条関係)

土砂基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>産業基準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法</u>
略	略	略

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

別表第1(第4条、第17条関係)

土砂基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法</u>
略	略	略